

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の施行について
(昭和39年4月1日例規第5号)

[沿革] 昭和58年6月例規第12号、平成4年4月第19号、7年12月第74号、10年11月第42号、11年8月第36号、13年3月第11号、15年6月第24号、20年6月第33号改正

昭和39年2月県議会において、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年奈良県条例第5号。以下「条例」という。）が、公布され、昭和39年5月1日から施行されることとなったので、次の点に留意し、これが適正な運用を図られたい。

なお、「押売等防止条例の制定について」（昭和32年4月12日刑防第144号）の例規通達は廃止する。

記

第1 条例制定の趣旨

各種の不良行為又は小暴力事犯は、善良な県民の日常生活に直接著しい迷惑や不安を与えているだけでなく、これが公然化することは、法軽視という嘆かわしい社会的風潮を助長し、社会風俗環境を著しく悪化させ、ひいては重大な凶悪犯に移行する基盤となる傾向が極めて強い。

したがって、警察としては、このような事犯に対して、従来から暴力事犯の徹底的な検挙を中心に、総合的な防犯対策を講じてきたものである。

しかし、これら小暴力事犯の多くは、現行法令の不備又は間げきを縫って巧妙な手段により敢行されており、現行法令の運用のみに依存しては、県民の期待にこたえられるような徹底した取締りを行うことは極めて困難で、そのことが、反面これらの行為の増加に拍車をかける原因ともなっている。

ところが、最近、小暴力を追放し、真に国際的な観光県として誇ることでできる住み良い、明るい、楽しい奈良県を作り出すために、より強力な取締体制の整備と、断固たる取締りを要望する声が急速に高まったので、こうした世論を背景として、既存の法令をもってしては防止することのできない公衆に不安を与え、又は著しく迷惑をかけている暴力的不良行為等を規制することによって、県民や滞在者の平穏な生活を保持するために制定されたものである。

第2 規制対象

この条例における規制対象の概要は次のとおりである。

1 第2条は、粗野又は乱暴な行為を規制したものである。

第1項では、多数でうろついたり、たむろして、いいがかりをつけるような行為及

び刃物、鉄棒等を他人に不安を覚えさせるような方法で携帯することを禁止し、第2項では、娯乐的催物が行われ、多数の人が集まっている場所で、その場を混乱させるような行為をすることを禁止したものである。

- 2 第2条の2は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第2条の2第1項に規定する地域を定める規則（平成17年5月奈良県公安委員会規則第6号）で定める地域での深夜における迷惑行為を規制したものである。

第1項では、深夜における静穏を害する行為及び交通を妨害する行為を禁止し、第2項では、警察官による違反行為者に対する当該違反に係る中止命令を規定している。

- 3 第3条は、不当な金品の要求行為、すなわち、脅迫罪又は恐喝罪に至るまでの周辺行為を規制したものである。

- 4 第4条は、いわゆる押売行為等を規制したものである。

従前の奈良県押売等防止条例で規制の対象となっている行為を含め、物品の販売、買受け、配布、貸付け、修理、加工、遊芸その他役務の提供、寄付、広告の募集に際して行われる一連の押売行為、すなわち、申込みを断られたのに立ち去らない行為、困惑や不安を覚えさせるような言動、依頼や承諾がないのに、例えば物品を配布してその対価を要求する行為及び物品の価格等を誤解させるような表示又は言動を禁止しているが、これを第1項では住居、建造物を訪れて行う場合とし、第2項では街頭等で行う場合として、場所的、形態的に区別してとらえている。

- 5 第5条は、粗暴な座席の占拠行為を規制したものである。

乗物等において、威力を示して他人の席を奪ったり、ひとりで多数の座席を占めたり、占めている多数の座席を譲ることを拒んだりする行為を禁止したものである。

- 6 第6条は、不当な客引き行為を規制したものである。

わいせつなもの観覧、販売又は提供についての客引き、売春類似行為をするための客引き及び執ような客引きを禁止したものである。

- 7 第6条の2は、ピンクビラ等の配布行為等を規制したものである。

ピンクビラ等を、第1項では公共の場所において配布する行為を禁止し、第2項では公衆電話ボックス内や公衆が出入りすることができる建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所に掲示や配置する行為を禁止し、第3項では、住居等に投函する行為を禁止したものである。

- 8 第7条は、景品買行為を規制したものである。

主としてパチンコ遊技場を中心に行われる景品又は賞品玉を買い、若しくは買おうとする行為を禁止したものである。

- 9 第8条は、入場券等の不当な売買行為を規制したものである。

入場券や乗車券を転売する目的で買い又は買おうとする行為及びそれを売り又は売ろうとする行為を禁止したものである。

10 第9条は、座席、駐車場所等の不当な供与行為を規制したものである。

利益を得る目的で、座席、座席を占めるための列の順位又は駐車場所を占める便益を供与し、供与しようとする行為を禁止したものである。

11 第10条は、電話や文書等による嫌がらせ行為等を規制したものである。

正当な理由がないのに、電話や文書等により虚偽の事項や卑わいな事項等を告げたり、無言電話をかける行為等により、著しく不安や迷惑を覚えさせるような行為を禁止したものである。

12 第11条は、つきまとい行為等を規制したものである。

特定の者に対して執ように行われるつきまとい行為や面談強要行為等の嫌がらせ行為を禁止したものである。

13 第12条は、卑わいな行為を規制したものである。

第1項では、公共の場所又は公共の乗物における痴漢行為、のぞき見行為（透視行為（着衣等で覆われているため通常肉眼で見えない他人の下着又は胸部等の身体（以下「下着等」という。）を、透視可能な特殊な写真機等により、透かし見る行為をいう。以下同じ。）を含む。）、写真機等を使用した盗撮行為（透視行為により透視した下着等の映像（以下「透視画像」という。）の記録を含む。）その他卑わいな言動を禁止し、第2項では、公共の場所及び公共の乗物以外の場所から公共の場所にいる他人又は公共の乗物に乗っている他人に対する透視行為及び盗撮行為（透視画像の記録に限る。）並びに住居、浴場、更衣室、便所その他の人が着衣等の全部又は一部を付けない状態にいるような場所（公共の場所及び公共の乗物を除く。）に当該状態にいる他人に対する盗撮行為（透視画像の記録（いわゆる半裸等の姿態を透視した映像を記録する場合に限る。）を含む。）を禁止したものである。

第3 運用方針

1 部内態勢の確立

この条例の運用の適正化、効率化を図るためには、まず部内における態勢を十分に整えておく必要がある。したがって、これについての方策を実施するに当たっては、次のような諸点に留意して、その徹底を図ること。

(1) 取締り意欲の向上

この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を取り締まるものであるから、県民の支持、期待も大きく、それだけに警察に課せられる責務も大きい。したがって、取締り意欲を向上させるための方策を考察し、全警察官が、これらの

事犯に対して積極的な意欲をもって取締りに当たるように措置すること。

(2) 教養の徹底

この条例において規制している行為については、場所的要件、形態的要件等数多くの要件が付加されてひとつの構成要件となっている条項が多く、また、これらの条項において規定している違反行為は、刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他特別法令の関係条項と競合（観念的競合、法条競合）する場合も相当あるので、この条例の趣旨、目的はもちろん、取締り及び事件処理の要領並びに関係法令について、十分な教養を実施し、運用の適正化と効率化を図ること。

(3) 実態の把握

この条例の第2条から第12条までに規定している行為については、その署管内におけるこれらの違反行為の実態、ぐ犯者の分布状況等その実態を十分に把握しておくこと。

2 広報活動の徹底

広報活動を活発に行い、一般の関心を高め、暴力的迷惑行為等の追放について県民の支持と協力を得るように努めること。

広報活動の具体的な実施については、次のような方策を強力に推進すること。

(1) 広報文書等の利用及び座談会等の開催

この条例の内容を一般に周知徹底するためには、視覚媒体を利用した文書図画は相当効果があるので、市町村広報紙、ポスター、各種の回覧文書等を積極的に活用するとともに、これと並行して他機関、団体の集会を利用するほか、座談会、講演会等を開催し、一般の関心を高めるように努めること。

(2) 被害届出の協力要請

違反行為の検挙については、被害者の届出が有力な端緒となるので、上記広報活動の実施に当たっては、必ず被害届出の励行について協力を要請するとともに、届出受理の態勢を整えておくこと。

3 関係団体、業者等への協力要請

この条例は、関係団体、業者等の協力が極めて重要であると考えられるので、次の諸点に留意し、積極的な協力を要請すること。

(1) 防犯関係諸団体及び自治会への協力要請

この種事犯の追放について、防犯諸団体や自治会の協力を得て「町ぐるみ、村ぐるみの追放運動」に発展させるよう努めること。

(2) 風俗関係業者等への協力要請

風俗営業者、飲食業者、娯楽施設、交通機関等の協力を要請し、自主的な環境浄化と暴力的不良行為等の追放に積極的な役割りを果たすよう働きかけること。

4 その他

上記のほか、管内の情勢に応じた方策を樹立して、運用の効率化を図るように努めること。

第4 運用上の留意事項

1 適正な運用

この条例の制定目的は、第1条に明示されているように、あくまでも公衆に著しく迷惑を及ぼしている暴力的不良行為等を禁止して、県民生活の平穏を保持することにあるのであって、この目的以外にこの条例が誤って適用されるようなことがあってはならない。この趣旨はまた各実体的規定の条文の見出しに表れているが、各条の解釈に当たっては、この目的規定及び各条文の見出しの示すところに従って行い、いやすくもこの範囲を逸脱して乱用のそしりを受けることのないよう十分に注意し、その適正な運用を期さなくてはならない。

なお、第2条の2の規定に基づく中止命令の運用については、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第2条の2第2項の規定に基づく中止命令の運用要領の制定について（平成18年12月例規第31号）に定めるところによる。

2 捜査についての基本的な心構え

この条例違反の捜査に当たっては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）等の一般的原則にのっとり実施することはもちろんであるが、事犯の性質上、特に次の事項について留意する必要がある。

- (1) 第1点は、関係法令との関連性を的確に把握して、適用に誤りなきを期さなくてはならないということである。

この条例は、現行法令の不備欠陥を補うために制定されたものであるから、規制の対象となっているものの多くは刑法、軽犯罪法のほか、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）等に規定する罪と行為の形態、構成要件、保護法益等の点で密接な関連性を

持っている。

そこで、この条例の特質を把握するためにも、また個々の罪の構成要件を理解するためにも、常にこれらの関係法令と比較対照して、関連性を明らかにし、いかなる程度に達し、いかなる要件を充足した場合に法条競合として刑法その他特別法令の罪が構成し、この条例違反が吸収されるか、又は観念的競合としてあるいは牽連犯として刑法第54条の適用を受けるか等をよく認識して、捜査の適正を期すべきである。

特に脅迫罪、恐喝罪等刑法各条の構成要件に該当する行為であるにもかかわらず、安易に流れ、本条例を適用して措置することのないよう注意すること。

- (2) 第2点は、参考人の確保、特に供述の信ぴょう性を十分に確保しておかなければならないということである。

この条例の罪のほとんどは、外形的な行為のほか、目的意思を必要とする事犯の性質上、人証によって証拠固めをするような場合が比較的多いと思われる。このような場合、通常、関係者の供述に食い違いの生ずることが多く、また警察において自供しても検察庁又は公判廷等で否認することも考えられ、証拠価値は、専ら関係者の供述の信ぴょう性にかかってくるものと思われる。したがって、微物採取等の鑑識活動、写真撮影等による証拠の収集に努めることはもとより、被害者はもちろん目撃者の発見に努め、これらの供述を具体的に録取し、信ぴょう性の確保を期するとともに、被疑者の犯罪経歴等の状況証拠の収集について格段の配意を払うこと。

なお、条例違反を立証する必要から参考人を取り調べる場合は、その取扱いには特に慎重を期し、誤解や不快の念を抱かせること等のないよう注意して、積極的な協力が得られるように努めるとともに、さらに、被害者、参考人等の保護にも十分に配慮すること。

- (3) 第3点は、常習者処罰規定の効果的な運用を図らなければならないということである。

この条例の実体的規定のうち、第3条、第4条及び第6条から第9条までについては、そのいずれの規定においても構成要件として、一種の営利行為とみられる利得の意思を内包している。したがって、これらの行為は営業行為として、又はそれに関連して反覆継続して行われる性質のものであり、第13条第2項及び第3項（第3条、第4条及び第6条から第9条までに係る部分に限る。）が行為の基本的形態に対する罰則を規定していても、現実に適用されるべき罰則は、多くの場合、同条第6項（第2条及び第5条に係る部分を除く。）の常習者に対する加重規定でなければならないことに留意し、常習者加罰規定を適用し実効のある取締りを推進する

こと。

なお、上記のような営業的な反覆継続性を内包しているものの捜査着手に当たっては、単純な1回限りの偶発的行為との相違を見極めて、取締りに誤りのないよう十分に注意しなければならない。

- (4) 第4点は、悪質者に対しては、この条例を最高度に活用するということである。捜査の基本は、言うまでもなく任意捜査を原則とするが、この条例の規定に違反した者に対する罰則は、次に掲げるとおりであり、条例違反に係る現行犯逮捕については、刑事訴訟法第217条に規定されている逮捕の制限を受けないので、特に前歴者等の悪質な違反者に対しては、この条例を最高度に活用して取締りの実効を上げるように努めること。

ア 単純違反者

- (ア) 第10条から第12条までの規定のいずれかに違反した者 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (イ) 第2条、第6条及び第6条の2の規定に違反した者 50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
- (ウ) 第3条から第5条まで及び第7条から第9条までのいずれかに違反した者又は中止命令に違反した者 30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

イ 常習違反者

- (ア) 第2条の2の規定において、過去3月以内に同一の種別の違反行為に係る中止命令を2回以上受けたことがある者で、再度同一の種別の違反行為をしたもの 50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
- (イ) 第10条から第12条までの規定のいずれかに違反した者 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (ウ) 第2条及び第3条から第9条までの規定のいずれかに違反した者 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- (5) 第5点は、刑法総則を十分に活用し、背後関係の追及に努めなければならないということである。

この条例の各規定が、すべての行為の基本的形態をとらえて定めたものであるため、その実行行為は、末端行為者に過ぎない場合が多い。したがって、この条例の目的趣旨を実現するためには、これら実効行為の背後にある者に対する捜査の進展を図らなければならない。そのため、実態把握を周密に行い、刑法総則の共犯規定の十分な活用を図るよう留意すること。

また、第14条において、第6条の2に規定されているピンクビラ等の配布行為等

に対して両罰規定を設けている。これは、ピンクビラ等の配布行為等がアルバイトのビラ配布作業員等により行われている場合が多く、本質的には、これらの作業員を雇用してビラ等を配布させている経営者等に責任が及ばなければ、これらの行為を抑制することができないという趣旨からである。したがって、この種事案については、単に行為者のみを取り締まるのではなく、概要を明らかにした上、背後責任を追及すること。

第5 報告事項

条例違反を検挙した場合は、その都度、生活安全部生活環境課へ報告すること。